

(様式1)

要望等に対する回答について

要望年月日：令和7年11月25日

要望団体名：秋田自動車道四車線化促進期成同盟会

※「県政への反映区分」については、別紙のとおり。

要望項目	取組状況等	県政への反映区分*
1 秋田自動車道「北上 J C T ~ 大曲 I C」間における4車線化の早期実現について (1) 現在事業中の「湯田 I C ~ 横手 I C」間、「北上西 I C ~ 湯田 I C」間、「横手北スマート I C ~ 大曲 I C」間における4車線化等工事の早期完成 (2) 「北上 J C T ~ 大曲 I C」における約4.2km の対面通行区間のうち4車線化整備未事業化区間 約6km の早期事業化	県では、高規格道路における時間信頼性の確保、事故防止及びネットワーク代替性の確保を図るため、暫定2車線区間の4車線化の推進が必要と考えています。このため、令和8年度政府予算等に関する提言・要望において、秋田自動車道「北上西 I C ~ 横手 I C」等の暫定2車線区間の4車線化を推進するよう要望したところであり、4車線化が図られるよう、引き続き国等に働きかけていきます。(B : 2)	B : 2
2 有料高速道路の料金徴収期間の延長による財源確保について	広大な県土を有する本県では、県土の縦軸・横軸となる有料の高速道路は、災害に強い道路ネットワークの構築や産業・観光振興を支える上で重要な基盤であると考えています。このため、令和8年度政府予算等に関する提言・要望において、適切な管理体制の確保や暫定2車線区間の4車線化について要望したところであり、引き続き国等に働きかけていきます。	B

「県政への反映区分」について

反映区分	記号	内 容
提言等の趣旨に沿って措置したもの	A	<p>(1) 質問・照会等の内容であり、その趣旨を満たしたもの</p> <p>(2) 意見提言の趣旨に沿い、現行制度等で措置し、提言等の趣旨を満たしたもの</p> <p>(3) 市町村、団体等との連絡・調整等を要し、調整等により提言の趣旨を満たしたもの</p> <p>(4) 当該年度中に事業が完了し、提言等の趣旨を満たすもの</p> <p>(5) 当該年度中に完了しないが、事業に着手（当該年度中に着手予定を含む）し、事業完了時に提言の趣旨を満たすもの</p> <p>(6) その他、上記に類するもの</p> <p>※この区分は、「措置済」、「完了」の区分とする。</p>
実現に向けて努力しているもの	B	<p>(1) 実現に向けて努力しているが、現段階で提言の趣旨を満たしていないもの</p> <p>(例)・制度・条例等の新設・改正等を要するもの ・予算措置（県単・国庫補助等）を要するもの ・市町村、団体等との連絡・調整等を要するもの</p> <p>(2) 国等の事務事業に係るもので、実現に向けて、県として要望・提案を行うなどしているもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
当面は実現できないもの	C	<p>(1) 現時点では、実現することが難しいもの</p> <p>(2) 優先順位等を見極めながら、状況に応じて判断するため、現時点では見通しが立たないもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
実現が極めて困難なもの	D	<p>(1) 県の行政には馴染まないもの</p> <p>(2) 実現が極めて困難なもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
その他	S	反映区分の選択になじまないもの
	T	県民等からのお礼、感謝の類